

東京都自転車安全利用サポーター制度実施要綱

平成31年 1 月 7 日付30青総交第456号

令和 2 年10月20日付 2 都安総交第967号

令和 4 年 3 月16日付 3 都安総総第543号

最終改正 令和 7 年 3 月25日付 6 生総総第2818号

(目的)

第1 この要綱は、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（平成25年東京都条例第14号）（以下「自転車安全利用条例」という。）及び同条例の規定に基づく「東京都自転車安全利用推進計画」の趣旨を踏まえ、社会全体で自転車の安全利用を推進するため、都と事業者との協働体制を確立することを目的とする。

(定義)

第2 本要綱に掲げる「事業者」及び「都民等」は、自転車安全利用条例第2条に定めるところによる。

2 第3の1項に基づき都と協定を締結し、または同2項により協定を締結しているとみなした事業者を、「東京都自転車安全利用サポーター」（以下「サポーター」という。）という。

(協定)

第3 都は、自転車の安全利用を推進する事業者を本制度の対象とする場合、当該事業者と協定を締結するものとする。

2 都は、協定を締結しようとする事業者が、本要綱の趣旨と同様の協定を既に都と締結している場合は、前項に定める協定を締結しているものとみなすことができる。

3 自転車の安全利用推進に係る具体的な取組は、必要に応じて、覚書により定める。

4 協定の有効期間は、原則、協定締結の日から起算して1年間とする。

(サポーターの役割)

第4 第3に基づき、協定を締結した事業者は、都民等に対し、以下の取組を行うこととする。

- (1) 自転車の安全利用の実践
- (2) 自転車の安全利用に関する教育の推進
- (3) 放置自転車の削減
- (4) 安全な自転車利用環境の整備等
- (5) 安全性の高い自転車の普及
- (6) 自転車事故に備えた措置

- (7) 悪質・危険な自転車利用者に対する対処
- (8) その他、都民安全総合対策本部長が必要と認めたもの

(東京都自転車安全利用サポーターモデル事業者の選定及び表彰)

第5 都は、サポーターのうち、特に社会的な影響や波及効果が大きい取組を実施しているものを、「東京都自転車安全利用サポーターモデル事業者」として認定し、表彰することができる。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、本制度の運用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。